

## 福知山市・島原市姉妹都市提携記念 「福知山展」を開催します

3月1日は、福知山市（京都府）と本市が姉妹都市を提携した記念日で、今年は34周年目に当たります。

これまで、福知山市・島原市の両市では市民団体の訪問、文化・スポーツなどの交流を通じて、友好を深めてきました。今後も、心通い合う交流を続け、さらなる友好を深めていきます。

この「福知山展」は、福知山市内の写真などを展示し、もっと福知山市を知ってもらおうと開催するものです。

▶と き 3月1日(水)～3月17日(金)

※土・日曜を除く

▶ところ 有明庁舎ロビー

▶内 容

- ・福知山市内の写真パネルの展示
- ・パンフレットの設置

▶問い合わせ先 秘書人事課秘書広報班  
(☎63-1111 内線124)



### 福知山市



福知山城

### 島原市とは歴史的な縁

江戸時代初期の1669年（寛文9年）、当時の福知山城主の松平忠房公が国替えとなり島原へ移り住んだという歴史的な縁をきっかけとし、福知山市との交流が始まり、昭和58年3月1日に姉妹都市の縁が結ばれました。

福知山市は京都府の北西部、丹波・丹後・但馬により形成される三たん地域のちょうど中心にあります。市内は日本海に注ぐ近畿北部最大の由良川の流れをはじめとした豊かな自然に恵まれ、歴史ある素晴らしいまちです。

## 引っ越しするときは住所の異動を行いましょう

住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

引越する場合は、住所の異動手続きを忘れないようにしましょう。



### ○他の市町村に転出する場合

- ①転出前に市役所（市民窓口サービス課、有明支所、三会出張所）で「転出届」を提出し、「転出証明書」を受け取る
- ②転入日から14日以内に引っ越し先の市町村役場で「転出証明書」を添えて、「転入届」を提出する

### ○市内に転居する場合

転居日から14日以内に市役所（市民窓口サービス課、有明支所、三会出張所）で転居の手続きを行う

※「通知カード」、「マイナンバーカード」、「住民基本台帳カード」などの住所変更も併せて必要ですので、届出を行う際に提出して下さい

▶問い合わせ先 市民窓口サービス課窓口班  
(☎63-1111 内線181)

### 土・日曜の午前も窓口開庁中

市では、平日に市役所に来ることができない人のために、土・日曜に一部の窓口を開いて業務を行っていますので、ご利用ください。



○土日開庁（本庁舎および有明支所）  
土・日曜 8時30分～12時